

民俗博物館だより

Vol. XI No. 4 1985. 3. 25



▲手向山八幡の御田植祭 (奈良市)

Ħ	次
	//

テーマ展「女性とくらし」(テーマ展紹介)・・・・・・・・・・・1
屋根について(その一)(大和の民家⑭)3
維新後の民俗信仰(その一)(フィールド・ノート)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
寄贈民俗資料分類目録11
図書寄贈者目録16
秋の涅槃(亥の子まつり)(民俗資料調査抄報⑤)18
産育習俗(民俗資料調査抄報26)・・・・・・・19 ーお宮参りから初誕生日の祝いまでー
ーお宮参りから初誕生日の祝いまでー おしらせ・他・・・・・・・19

テーマ展「女性とくらし」

横山浩子

今回のテーマ展「女性とくらし」では、かつて女性の手で行われてきた日常のさまざまな仕事と、その人生の重大な節目である結婚出産を中心に展示・紹介し、私達庶民の生活の中で、女性が担ってきた役割について考えてみようと思う。

* * *

家族は私達が社会生活をいとなむ上での基本的な単位であり、その機能を遂行するためにそれぞれが一定の役割を分担している。男性が家族の生産活動の中心となり、また家の代表として社会的に働く役割であったのに対し、女性は家の中にあって衣食住といった消費面の管理・調整をする役目を受け持っていた。

女性の仕事といえば、こうしたものを総称したいわゆる「家事」という言葉がまず浮かぶが、一口に家事といっても、生活の大部分を自給自足にたよっていたかつての暮らしでは、食事一つ作るにも、まず燃料・水の確保から始めねばならず、また穀物の調製、味噌・醬油・漬物をはじめとする調味料・保存食など自らの手で整えてはじめて毎食の調理にかかることができたのである。

食べる、という行為は人間の生命の源であり、どのような不作のときでも、端境期でも 家族を飢えさせることなく食いつないでゆく 経済的な才覚が、台所のつかさである主婦に 求められてきた。

家族の衣料を整えることもまた、その作業の煩雑なことは同様で、糸を紵み、紡ぐことからはじめて、機で布を織り、着物を仕立て上げるまでの全工程がひとりの女性の手にゆだねられていた時代があった。

一枚の着物でも大切にしなければならなかった昔は、夜なべは勿論、雨で農作業のできない日、ちょっとした暇さえあればツヅクリ(繕いもの)に精を出したものだというが、田畑での激しい労働の合間をぬって行われるこのような仕事はずいぶんつらいものであったと思う。

* * *

女性の一生のうちでも最も重要な節目として、子供から女になったとき(生理学的な面での初潮の体験、儀礼的な面では成女式としてのカネツケ祝いなど)、結婚、出産の三つをあげることができる。

これらはひとり女性の一生にとって大きな 意味を持つだけでなく、家族の成立・存続に 不可欠な条件であり、ひいては社会的にも重 要な意味をもつ。

婚姻の変遷は、女性に対する社会的位置づ けと常に対応している。

日本の婚姻の歴史は大きく見れば婿入婚から嫁入婚への推移とみることができる。

現在最も標準的な婚姻形態と考えることのできる嫁入婚は、室町時代以降、家父長的擬制の定着や、通婚圏の拡大などを前提として、主に武家階級の間で形成され、後に庶民の間にひろまったものであるが、民間に伝承されている事例の中にはそれ以前の婚姻形態のなごりをとどめていると思われるものがある。

現在では嫁の荷送りは嫁入りと相前後して 行われるのがふつうである。しかし、かつて 嫁の荷送りが著しく遅れる例が県下北東部山 間の村々で報告されている。

山添村・月ケ瀬村などでは42才の祝いに荷を持ち込むのが一般的であったといい、また嫁入りと同時に荷を持参することをツリカケとかニイヨメとかいって、あまりいい嫁入りではないとする風潮さえ見られたという。同



▲機 織 り

じような事例は、曽爾村でも報告されている。 このようなことは、婚姻成立と嫁の引き移り がかなり隔たってあった時代のなごりと解釈 できる。



▲カラウスふみ (大塔村篠原)



▲お宮参り(御所市東佐味)



▲十九夜様 (奈良市下狭川町奥垣内)

嫁入りに際して呪術的な儀礼がともなうことは、多く報告されているが、県下でも出立ちのときに一把藁を焚く、茶碗を割る、などといったことが行われ、葬礼の儀式と共通する場合があることは注目される。

また入家の際、空のタライに足を入れて洗うまねをするアシアライや荷を担いだ際使った杖を折る、草履を隠す、といったことが行われた。

出産・育児は、嫁の重要な役目である。 出産は初産の際は実家へ帰って行うところ が多い。

出産場所は、昔はウブヤ・オビヤなどといい、ネアやナンドなど日常の寝室を充てることが多く、畳をあげボロ布などを敷いて生んだ。 大塔村篠原では、かつては便所にタライを持ち込みその中に生んだという。

出産は「女の大厄」といわれた。医療技術が充分でなかった昔は生命にもかかわる大事である。だから出産に際しては安産祈願が盛んに行われた。中でも有名なのは奈良市今市町の帯解地蔵で、五ケ月目の戍の日、ここから腹帯と護符をたばって(いただいて)くる。また各村々にも子安地蔵や子安観音をまつる所は多い。

大和高原一帯には、農家の若嫁ばかりで集まって十九夜講を行っている所が多くある。 この講でまつられている十九夜様とは如意輪 観音で、産の神であるといい、無事出産をす ませると、ヨダレカケを奉納する所もある(奈 良市和田町)。

まためずらしい例ではあるがこの十九夜様を産の神として家で祀っているところが奈良市下狭川町にあり、これは常に祀られているのではなく、妊婦が産気づくと床の間にまつり、横にカワラケに油をついだものに火をともし、これが燃え尽きる頃、無事出産するという伝承がある。

4 4 4

以上今回の展示にそって、そのあらましを 紹介してきた。今後も個々の問題については さらに掘り下げて考えなければならないと思 っている。 民家の屋根形は切妻・入母屋・寄棟屋根が 一般的で、全国的に見られるところである。

しかし、地方的な屋根形の特色として、近 畿では高塀造り(大和棟ともいう)があげら れる。一方、東北地方には入母屋屋根がL 字形となる曲り屋があり、中部地方では飛騨 の合掌造り、信州の本棟造り、さらに、九州 の佐賀県には竈造りなどが特筆される。

これらの民家はそれぞれの地方の気候・風土の影響を強く受けているほか、政治的・社会的背景も見逃せ得ない。また、民家はその時、その時代での生活変化を受容するし、自然及び人工的災害をも経験する。その結果、いろいろな創意工夫が繰り返されてもきた。

たとえば城下町・寺内町・その他都市的性格をもつ町の民家は長い間に数多くの大火事からの教訓によって、江戸時代の中ば頃、屋根葺き材は草葺き・板葺きなどから瓦葺きに移行しはじめるが、他方、おおかたの農村・山村・漁村に位置する民家の屋根葺き材料は、その地方毎で身近に採取できる自然材を主として用いているのである。

これらの民家の屋根葺きに用いる自然材は 茅・あし・藁(稲・麦)・樹皮(桧皮・杉皮 ・白かばなど)・板類(桧・杉・栗・ぶなの 木などの割り板)・竹・石版などである。

さて、奈良県内の屋根形は先に述べた通り、 高塀造りが代表に上げられるほか、切妻・入 母屋・寄棟屋根がある。これらの屋根に葺か れる材料には茅・藁(稲・麦)・樹皮(主に 杉皮)・板類(杉材を薄く割ったもの)であ るほか、本瓦や棧瓦も葺かれる。

また、屋根葺材から見た県内の分布は、茅葺屋根は奈良盆地周辺部と、山間部に広く分布し、藁屋根は奈良盆地に集中する。樹皮・板類の屋根は奥吉野方面に分布しているのである。

本稿では近年著しく減少を見ている茅葺き、 藁葺き、杉皮葺き、ソギ板葺きの各屋根のう ち、茅葺き屋根を現在も支えている茅葺き職 人の吉岡忠雄氏(宇陀郡榛原町諸木野在住) と隅田隆蔵氏(同郡大宇陀町大熊在住)から 聞き取った事柄を取り纒めたものである。

両氏は元「自明組」と称する組に属していたが、この組は昭和30年頃解散し、現在では数人が独立している。

* * *

自明組は奈良県宇陀郡榛原町自明に、紀州 から4、5人の茅葺職人が移住して、自明組 と称したのが始まりと伝える。

その後、自明組は紀州からの職人を中心に、 附近(同郡大宇陀町・菟田野町)の兼業農家 の人達が加わり、拾数人で組織されていた。

この組の運営は毎年、盆の節季にその年の 初総会を開き、1年間の親方役(世話役)を 推薦で選び、前年に予約を受けた仕事量について打合せたほか、屋根葺き代金は盆暮れの 節季受取りのため、この代金を各人に勘定された。さらに、一定年月の見習い期間を経た 弟子を、一人前の職人として認めてもよいか どうかと云うことも協議した。

自明組が屋根葺きを請け負う地域は宇陀郡 曽爾村、同郡御杖村の2村が主な地盤で、毎 年、この地域では総葺きの家が10軒前後と、 差し茅程度の家が15軒ほどあって、すべて茅 葺きの屋根であった。この地域での屋根葺き の時期は、12月から翌年の3月頃にかけて出掛けたが、この時期以外は地元で、職人各々の 得意先の家を葺いた。3月頃から6月頃まで は稲藁葺き、6月頃から7月頃にかけては麦 藁葺きが多かった。

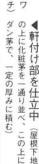
推薦によって選ばれた親方の役目は仕事の 段取りと会計を担当した。毎年11月から12月 初めにかけて曽爾、御杖村に出掛け、前年に 予約を受けていた施主方を巡って仕事の段取 り及び日程などを打合せたほか、集金などに も歩いた。これらに要した日当や、宿泊代は 盆暮れの節季の総会で、自明組として請け負った金額を各人の出務日数で配分したうえ、 親方の経費は組員数の案分によって支払われ た。

技術を修得する徒弟制度については15才位

いから弟子入りしたが、親方は紀州からの職 人であった。年季は各人によって多少の年月 差はあったが、おおむね5年間であった。弟 子入りした初めの1年間は親方の家に住み込 み、田畑の耕作や養蚕などを手伝い、仕事面 ではサキバシリといって、施主方へ親方及び 職人達が出発する1日前に出向き、連絡役と なるほか、仕事の準備もさせられた。2年目 からは実家から通い、サキバシリは新弟子に 引継ぎ、葺き仕事の修業となった。昭和20年 以前では毎年1名が弟子入りしたが、それ以 後は無くなった。年季奉公中は毎月小使い銭 をもらい、また、盆暮れには着物などをもら った。なお、職人として認められる目安は、 葺き上げ後の刈り込みが、左右両方向の屋根 面を難なくできれば、ほぼ一人前とみなされ た。しかし、自明組の総会で全員が認めなけ れば、職人として扱われなかった。若くして 職人になれば、親方や、先輩の職人と同賃金 が得られたのである。

さて、自明組の請け負った曽爾・御杖村の

→ 茅葺き道具(右からイタ鏝・ワ



かこまむ。 下地材を結ぶところ この上にり並べ、この上に下地材を結ぶところ この上に立中 (屋根下地 ▼竹製のハリで押え竹と屋根

家々には10人位いで行って、施主から施主方へと、泊り込んで仕事をした。出掛ける時の衣装は仕事着に草履を履き、着替えにはハンテン・ホンバッチ・タビ・下着などを行季に詰め、行季とハサミ大小・カマを壱反風呂敷で包み、イタゴテ・ワラゴテを重ねて、これに結び付けて肩に担いだ。若衆は年輩の荷物も担いだ。

なお、施主方へはサキバシリが前日に行って、人数などをつげ、宿泊の準備を願った。 泊る場所は主に施主方の附属屋をあてがわれたが、隣家や、屋根葺き中の建物でも寝起き する場合もあった。

施主方の準備には宿泊所のほかに、親方と 打合せておいた屋根葺き材料の調達があるが、 諸材料の茅・藁縄・竹など手持ち分をあてた ほか、不足分の材料はタノモシ(茅講)から 譲り受けた。茅を借りた場合は1シメ・2シ メと数を読んだ。1シメは長さ2間縄を用い て結んだ大束のことで、この中には小束が6・ 7束入る。このほか、職人や、手伝人に与え



仕立て中



▼屋根面を刈り込む

▼茅葺き後の屋根裏



るワラ草履は夜なべして作られた。

作業期間中の施主はそのほか、食料の買い出しや、諸材料の手配のみで、職人の手元にはタノモシから頼んだ男衆約30人があたり、同じく女衆10人位いは三食の炊き出しをした。食事は飯とみそ汁のほかに煮しめ、芋、大根などが主に出され、夕食には酒もでて、もてなされた。

作業の割振りは屋根各面に職人が3人位いと、手伝人もそれぞれ割当てられて競走で葺きあげた。屋根葺きに要した日数は、たとえば屋根面積100坪程の葺きおろしの家が、職人10人余りで、朝8時から日の暮れる頃まで一生懸命やって、4・5日間を要した。

大和の屋根葺きの施工手法についてはコマッキヤ(入母屋のこと)と、寄棟のオ(屋根の稜のところ)は丸味を付けて刈り込むが、紀州や伊賀上野方面では稜線を付けていた。また、軒裏に霧がはうところにはシュロ縄を3回巻きに、それ以外の所にはワラ縄2回巻きで結んだ。押え竹の入れ方はホンブキ(茅葺、麦藁葺のこと)には3段重ね毎に入れ、サカブキ(稲藁葺のこと、穂先を逆さにする)では2段毎に入れるが、両者とも、隅には1段多く重ねた。なお、押え竹の上に捨て茅を多く入れた屋根は長持ちした。

そのほか、職人用語には新築家屋はタテブキと称し、差し茅はヌキサゲ・サゲブキという。この差し茅施工は押え竹間の茅を引っ張り出して、腐朽の著しい個所には新茅を差し込んだ。奈良県内ではこの施工を軒先から始め、上方へ進み、棟から刈りながら下るが、紀州方面では棟から仕上げつつ下る。したがって施工後の屋根面は共に鎧状となる。

以上の民家の屋根葺きに用いた道具はカマ、ハサミ大小、ワラ鏝、イタ鏝である。カマは両刃と片刃の2種類があるが、両刃カマとワラ鏝は茅葺に、片刃カマとイタ鏝は藁葺に、それぞれ主に用いた。ワラ鏝は長さ8尺程の孟宗竹を、幅1寸位いに割ったものを3本重ね、U字形に曲げてしぼり、曲部の先端はシュロ縄を巻き付け、さらにモチワラ縄で鏝の中程まで巻き付けた、手に持った部分は各人の手のひらに合わせた太さとした。イタ鏝は長さ3尺5寸位いで、幅3寸程にして、材の

中程から柄を作り出したものである。刈り込み用のハサミには大小があって、大ハサミは 屋根面の刈り込みに使い、小ハサミはテッキ 切り(軒先の木口や妻部分)に用いた。昔は 直ハサミであったが、現在では反りハサミを 使っている。宇陀郡地方の職人の間では戦後 から反りハサミが普及した。

なお、今では見ることができない屋根葺儀 礼が昭和30年以前には新築の家や、屋根の全 面葺替えの家で行われた。この儀礼は屋根の 棟飾りを取付けたあと、草葺職人と手伝人の 総出によって行われる。まず、職人達は屋根 の飾り棟に1列に並び、棟の中央に御幣を立 てる。この後、家の表側で、手伝人達によっ て御供を入れた箱膳を縄(4茎のイネ藁)で 結び付け、両端をそれぞれ長く延し、一方は 棟上の職人達に、もう一方を下の手伝人達が 持ち、掛け声(ヨイヤサー)を掛け合いなが ら引き上げられ、棟の上の職人によって箱膳 が開けられて、中の御供を四方へ撒いたあと、 空の箱膳を裏側へ引き上げた時と同様に、掛け 声を掛け合いながら下ろした。箱膳の数はカ ラストビの数だけ作られた。なお、箱膳の中 味の御供は酒・洗米・焼物(頭付きの魚)・ 白ムシ(ウルチ米を粉にして水で練り固め丸 くしたもの、カラストビの数だけ入れる)で あった。

さらに、フキオロシ(屋根葺きの完成を見た日)の夕食には職人・手伝人達共に、酒と二重折り詰・焼魚などが出されてもてなしを受けた。そのほかには職人のみ祝儀とジバン、或は手拭い・手袋がでた。この宴が終ったあと、夜遅く次の施主方へ向ったという。

* * *

以上、一地方の草葺職人の集団である当時の自明組は、前述の通り比較的民主化した組織運営を行っていたといえよう。また、徒弟制度の一面や、施主のありかた、仕事中の日々、施工手法なども断片的に、さらに、現在ではほとんど行われなくなった屋根葺儀礼についても窺い知ることができる。

なお、そのほかに建物の屋根を構成する各 個所及び各部材の名称などについても聞き取 っている。このことについては次回へゆずる こととした。 ―宗教統制下の葬送・墓制を中心に―

明治維新後、明治政府によって廃仏毀釈や神仏分離や神社合祀が行なわれ、明治時代以前から受け継がれてきた神仏を問わない民俗信仰の多くが崩れ去ったと考えられてきた。そして、南方熊楠翁もその書簡に「その一村、一大字、一小字についての民俗 Volkskundeの調べの一通りすむあいだ、なるべく旧慣、土風、屑譚、里伝を保存するよう」と記載し、神社合祀や神仏分離に対して意見を提示しているように、民俗の崩れ去っていくことを予想したのである。

さらに、思想史家の安丸良夫氏も『神々の明治維新―神仏分離と廃仏毀釈―』において、祖霊崇拝と氏神祭祀に民衆の宗教意識を集約させ、それを国家的な神々の祭祀に連結しょうとする宗教政策からすれば、氏神の合併と小祠の廃併合だけが重要なのではなかった。こうした国家の祭祀体系に対立するのは、民俗信仰と民俗信仰的な行事・習俗の全体であるから、それらの全体が迷信・猥雑・浪費などと見なされ、廃絶の対象とされている。

と行論され(傍点・傍線―奥野、以下同様に て省略する)、明治政府の宗教統制による民 俗信仰の崩壊を考えられている。

このように明治政府によって民俗信仰の廃絶が意図されていたことは史実であるが、民俗信仰の全体がはたして廃絶へ展開し得たのであろうか。このことはすでに別のところで触れたことがあり、民俗信仰の多くが現代社会に現存していることがこの想定を否定しているといえよう。しかし、この想定を全面的に否定するのではなく、現実に神社合祀や神仏分離が明治政府の国家的権力によって実施されたことは周知のとおりである。

ただ、この政府の宗教統制下の渦中で民俗 信仰に対して制圧してきたが、どのように展 開してきたかは明確ではない。

したがって、ここでは、明治維新後の明治 政府がいかに〈祖先祭祀〉に対して宗教統制 を行ない、この社会事情の中で、〈祖先祭祀〉 がどのように現代社会へ展開してきたのかという視点で、すでに触れた折に検討を加えられなかった「葬送」「墓制」を中心に考えていきたい。また、この明治維新後の葬送の展開とともに、盆行事について触れることができればと考えている。ゆえに、次に明治政府が通達した文書をとおして「葬送」「墓制」について検討を加えていくことにしよう。

* * *

明治八(1875)年四月十二日に「火葬ヲ申禁ス」という条項に

七月九日是ヨリ先火葬解禁ノ令(割註略)出 ルヲ以テ内務省焼場制限ヲ府県ニ頒ツ(割 註略)是日本県設置ノ地所及ヒ構造法ヲ定 メ遺骨ヲ場内ニ廃埋スルヲ禁ス

とあり(「府県史料〈民俗・禁令〉」、『日本庶民生活史料集成』第21巻、所収)、明治維新直後「人の死体は土葬を用ゆべし。火葬に致す事停止の事」と宗教活動への制限が加えられて以後、火葬の禁止がとかれたことを知る。この文献史料は、青森県の様子を示すものであるが、他府県でも同様な様相であったことを同様の文献史料から窺える。たとえば、和歌山県でも明治八年に、

七月二日火葬禁止ノ令ヲ解カレシニヨリ是 日管下郷村各小区長ニ達シ従前火葬ノ人家 ニ接近スル者ハ更ニ人家遠隔ノ地ニ改メセ シム

とあり、火葬の解禁が同県に通達されたようである(「府県史料〈民俗・禁令〉」、前掲書所収)。また、和歌山県では、嬰児水葬の風習を改め禁ずることも記載されていて、明治七年当時において葬送の習俗に嬰児の水葬があったことを物語るといえる。すなわち、

各小区長ニ令シ従来区内人民ノ嬰児ノ死ス ルアレハ水葬ト唱へ死体ヲ河川ニ投棄スル ノ陋習ヲ改メシム ○ 本県 達書

とあるのがそれである(「府県史料〈民俗・禁 令〉」、前掲書所収)。

このことはともかく、明治八年頃に火葬が 解禁されたことを知る。この葬祭において、 明治政府は火葬を禁じて後、火葬を解禁する という展開を示すとともに、いくつかの葬祭 の習俗を禁止・停止させていることが窺える のである。たとえば、京都府の事例を挙げる と、明治五(1872)年九月に、

客月晦日大蔵省令シテ各土村俗ノ或ハ旧家 ヲ負恃シ新戸ヲ凌蔑シヌ私ニ祠堂ヲ建立シ 及ヒ壇ニ屍骸ヲ田畔ニ埋葬スル等モロモロ 沿習ノ旧弊ヲ禁止シ(下略)

とあり、田畔に死骸の埋葬や祠堂の建立などの旧弊を禁止するという意図のことが通達されたのである(「府県史料〈民俗・禁令〉」、前掲書所収)。

また、滋賀県では、死者埋葬時の六道銭の 投入を明治六 (1873) 年三月二十九日に行な ってはいけない旨を通達していることを知る。 すなわち、

一、従来死者埋葬之節六道銭ト唱工現在流 通之真貨ヲ以棺槨ニ投入シ死者ト共ニ埋 没致シ候悪弊有之甚以無謂事ニ付自今右 様之所業決而不相成候事

右管内へ無洩相達スル者也

とあるのがそれである(「府県史料〈民俗・禁



▲墓地 (野迫川村)

令〉」、前掲書所収)。

さらに、山形県においては、「年忌仏事葬礼 等可軽事」とみえ、年忌仏事や葬礼は軽くつ まり質素にするようにということが記載され ていることを知る(「府県史料〈民俗・禁令〉」、 前掲書所収)。この様相と同じ意図を示すのが、 島根県において明治三(1870)年に、

一、葬式ハ謹慎ヲ主トシ棺槨ハ分限ニ応シ 其余無益ノ飾決テ致間敷事

> 但本葬祭ニ相改檀寺ヲ離候儀勝手次第 尤其段役筋へ可届出事

とみえて、葬式は慎み深く、死者入棺の棺槨はその人その人に応じたものにすることを通達している。そして、本葬祭においては役筋に届け出ることも併せて明示されていたのである(「府県史料〈民俗・禁令〉」、前掲書所収)。

また、明治元(1868)年に、長崎県において「民間葬祭式ノ僣越ヲ匡シ且以テ其旧習ヲ禁ス」という条々にも

百姓町人共身分不相応之葬式又ハ院号居士 号等ヲ諡シ過分之石碑ヲ建候儀ハ堅不相成 旨天保二年相達尚其後モ厳敷相触候義モ有 之候処イツトナク相弛ミ僧侶ニ於テハ死去



▲墓地 (奈良市八島)

之者有之親戚愁傷之人情ヲモ不察平日寄附 奉加之有無ヲ論シ(中略)禁制之院号居士 等ヲ授与シ其為ニ謝物ヲ貪リスハ葬式ノ場 二臨ミ剃髪之有無ヲ申募リ旗天蓋等ニ付而 モ種々法則申張リ寺檀之間混雑有之哉ニモ 相聞以之外ノ事ニ候

という記述がみえ(「府県史料」、前掲書所収)、 葬式や位牌院号・居士号や石碑などに関して 身分相応のことを行なうべきことが窺える。

このように明治政府が意図する葬祭に関す る禁止や改正には、これらの史料をみるかぎ り、葬祭にみる習俗を根底から崩壊させよう とするものではなかったといえよう。

このことは、明治時代①と現今②の葬祭に 関する民俗事例を対比させることによってよ り一層明確になるであろう。すなわち、

- ①、昔ヨリ火葬セス其余火化多クシテ土葬 少クナクシニ正之屢火化ノ不孝ニ近キコ トヲ諭カシメテ此俗漸改レリ近隣ニ死人 アレバ三日髪ト衣トヲ洗ハス小児死スレ バ同年ノ児童アル家ニテ耳塞餅トテ餅ヲ 製シ児童ノ耳ヲ覆ヒ其後水中ニ流ス
- ②、同齢者が死ぬとミミフタギといって、 一升豆を煎って箕に入れ、わらぞうりで 豆をさすったあと両耳に当てて「いい耳 聞け」と三回、「悪い耳聞くな」と一回ず つくり返して唱える。ぞうりは緒を切っ て道の辻に捨てる。拾って魔かれては悪 い。豆は皆でよばれる。

という明治期の葬祭にかかわる民俗事例(「府 県史料」(福島県)、前掲書所収)と、昭和期の 葬祭に関する民俗事例 (岩崎敏夫『日本の民 俗・福島」所収)とにみえる「耳塞餅」と「ミ ミフタギ」の習俗とは、基本的には「同年ノ 児童「同齢者」を対象として、耳を塞いて聞 かないことであると考えられる。

このように葬祭にかかわる明治期と昭和期 の民俗事例を対比させることによっても、明 治政府の民俗それ自体への圧制があったとし ても、基本的には民衆が受け継いできた〈民 俗〉は、崩壊することなく今日まで継承され ていることを知る。

このことは、葬祭だけでなく、列挙した福島 県の念仏踊についても、明治六(1873)年に禁 止されながらも今日まで伝承されている現実

- によって例証し得るであろう。すなわち、 磐城之風俗旧来念仏躍ト相唱へ湛秋之際仏 名ヲ称へ太鼓ヲ打男女打群レ夜ヲ侵シテ遊 行シ中ニハ如何ノ醜態有之哉之由文明ノ今 日有間敷弊習ニ付管内一般本年ヨリ右念仏
- 躍禁止申付候条少年児女二至迄兼テ相違置 可申事

とあるが(「府県史料」、前掲書所収)、福島県下 には、会津冬木沢の空也念仏踊や会津大念仏 踊や磐城の月念仏・じゃんがら念仏、そして 白河天道念仏踊・白河歌念仏踊などが現存し ていることからも(『まつり』特集・念仏踊り、 第11号所収)、少なからず明治政府の意図した 「念仏躍禁止」の通達は充分に発揮し得なかっ たといえる。そして、さきの史料の文言にみ る「男女打群レ夜ヲ侵シテ遊行シ中ニハ如何 ノ醜態有之哉之由」という社会的弊習に対し て、弊習の基盤になっている〈念仏踊〉を禁 止させることが最良の方法と考えたからとも 想定し得る。

このことはともかく、明治維新後における 「葬送」「墓制」の民俗においても、すべてが明 治政府の意図にそって崩れ去ったと考えるこ とはできないであろう。そこにこそ、民衆が もちつづけてきた〈民俗〉の根強さがあった といえなくはない。

明治維新以後の廃仏毀釈や神仏分離の渦中 で、明治以前より培ってきた民俗(とくに民 俗信仰)が、明治政府の実施した宗教統制で崩 れ去っていったと考えられてきた。この旧来 よりの理解からは提示し得なかった側面を、 祖先祭祀の一端である〈葬祭〉について素描 してきたが、墓制の習俗に関する明治政府の 禁止・停止の通達もみられる。この通達には 「埋葬地ノコトニ弊習アリ因テ之ヲ論達ス」 という条々に「墓石ハ寺院境内等へ建置埋葬 地ハ除地或ハ貢祖適宜ノ地ニ一穴ヲ設ケ其村 ノ旧習ニテ」とあり(「府県史料」(埼玉県)、前 掲書所収)、墓石と埋葬地が別々に存在してい たことを明示している。この通達は、「両墓制」 を検討する好史料となるであろうことを提示 して結びとしたい。

(1985. 2.20了)

昭和59年度博物館事業報告

1年間は長いようで短いものである。私事を申し上げて恐縮であるが、昨年4月に民俗博物館に勤務してからもうすぐに1年を迎えようとしている。

民俗学という聞きなれない言葉もいつしか 親しめるようになり、館長以下全職員に支え られながら曲りなりにも民俗学の一端でも理 解できればと毎日努力しているところである。

さて、この1年間(但し、59年3月~60年2月)の民俗資料の収集は635点で、館蔵資料総点数は約15,100点となった。これらは、すべて寄贈によるものでご協力下さった方々にこの紙面を借りて御礼申し上げたい。

次に、特別テーマ展「大和の年中行事」一稲作とまつり一では、稲作すなわち農耕にかかわる祭礼・儀礼に関する資料及び史料を中心に、奈良県で育くまれてきた年中行事を紹介し、毎年同じ手順で繰りかえされる農耕の諸作業とこれにかかわる行事をとおして農村の人々の喜怒哀楽を感じとってもらったが、今回も大変好評であったと自負している。

また、テーマ展「大和のはたおり」は、大和木綿や絣などの製作用具で、かっては女の仕事として日々の暮しの中にあった"はたおり"の様子を展示するとともに、三面マルチオートスライド「はたおり一女の仕事一」により今も県内に残る織りものの伝承技術をとおして昔のくらしぶりの一端を見てもらうこととした。

相変らず人気のある体験学習講座は、100年ほど前から奈良県内で使われていた大和機を使っての本格的な「はたおり」や、「シメナワつくり」、「ワラフゴつくり」を実施した。

「はたおり」では、定員の約5倍の申込者 があったので抽せん会を行い24名の受講者を 決定した次第である。

民俗カルチャー講座は、本年度も昨年度に引き続き各コース別(民俗コース I・同II・ 民家コース)にそれぞれの専門家を招へいしての講義を開催し民俗文化の一端を繙いても らった。 一方、大和民俗公園の整備事業については、 東地区幹線園路、宇陀・東山、吉野区域の園 路及び修景施設の整備等を行い、これで一応 公園としての体裁が整ってきたといえよう。

以上、昭和59年度事業の主なものを拾い上 げたが、詳細は次のとおりである。

◀博物館事業▶

₩展 示

昭和59年4月8日から8月25日まで テーマ展「大和のはたおり」 昭和59年9月7日から10月13日まで 特別テーマ展「大和の年中行事」

昭和59年10月24日から昭和60年3月24日まで 常設テーマ展「日々のくらし」

• 速報展

昭和59年4月8日から9月6日まで 民俗文化財速報展「仕事着」 昭和59年9月7日から12月19日まで 民俗文化財速報展「娯楽」 昭和59年12月20日から昭和60年3月24日まで 民俗文化財速報展「人形」

***移動展

昭和59年4月11日から4月20日まで 「テーマ展・大和のはたおり」展紹介 (南都銀行本店)

昭和59年9月7日から9月18日まで 「特別テーマ展・大和の年中行事」展紹介 (南都銀行本店)

昭和60年2月13日から2月22日まで 「常設テーマ展・日々のくらし」展紹介 (南都銀行本店)

- ・・・民俗カルチャー講座
- ◎民俗コースⅠ 昭和59年6月~7月(3回)59% 住いと民具

国立歴史民俗博物館教授 岩井 宏実氏 ‰ 台所の習俗

八代学院大学教授 林 宏氏 労 住い、晴れと褻

前・成城大学教授 平山敏治郎氏 ◎民俗コース Ⅱ 昭和59年10月~11月(3回)

59% 仏教と民衆を結んだ人々 名古屋学院大学名誉教授 岩城 隆利氏 % 聖と語り物

立命館大学教授 福田 晃氏 ▶ % 熊野と庶民信仰

関西大学教授 上井 久義氏

◎民家コース 昭和60年3月(2回)

民俗公園の民家解説

当博物館 長谷川晋平主査 住いのうつりかわり 奈良国立文化財研究所 吉田 靖氏

% 臨地講座・今井町の住い拝見

奈良国立文化財研究所 清水 真一氏

❖体験学習講座

昭和59年5月22日~23日 はたおり教室 I 6月16日~17日 はたおり教室 I 7月21日~22日 はたおり教室 II 12月6日 シメナワつくり

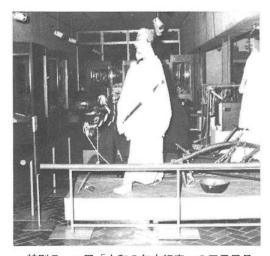
昭和60年1月26日 ワラフゴつくり

- **印刷物
- ○博物館研究紀要 第9号
- ○博物館だより Vol XINo.1~Vol XINo.4
- ○常設展々示あんない (図録)
- ○特別テーマ展図録「大和の年中行事」

▲広報活動▶

♣テレビ・ラジオ

59% テーマ展 [大和のはたおり] 紹介 (N H K 大阪放送局 [ラジオ] 美術館・



▲特別テーマ展「大和の年中行事」の展示風景 (同展では、御田祭・野神まつり・虫送り・秋祭・玄の子 まつり・オコナイなどの年中行事を紹介した)

博物館めぐり)

- % テーマ展 [大和のはたおり] 紹介 [奈 良テレビ、県政ウィークリー]
- % 特別テーマ展 [大和の年中行事] 紹介 (毎日テレビ、真珠の小箱)
- % 特別テーマ展 [大和の年中行事] 紹介 (奈良テレビ、県政ウィークリー)
- 労体験学習講座〔シメナワつくり〕紹介 (奈良テレビ、県政ウィークリー)
- 60% 体験学習講座 [ワラフゴつくり] 紹介 (奈良テレビ、エリヤレポート)

◆日記抄·博物館実習▶

59% 龍谷大学博物館実習(見学)

% 仏教大学博物館実習(見学)

% 仏教大学博物館実習(見学)

% 梅花短期大学博物館実習(見学)

% 大阪芸術大学博物館実習(見学)

% 奈良大学博物館実習(見学)

◆管理·運営▶

★人事異動

〈転入〉昭和59年4月1日付

館長 山本 實、次長 井ノ上 馨 〈転出〉昭和59年3月31日付

館長 奥田 猛、次長 稲葉 安正 ◆民俗専門部会(敬称略)

池田源太(奈良教育大学名誉教授)、堀井甚一郎(奈良教育大学名誉教授)、平山敏治郎(前·成城大学教授)、岸田定雄(近畿民俗学会理事) 林宏(八代学院大学教授)

杉山信三(京都市埋蔵文化財研究所長)、岡田 英男(奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調 査部長)、吉田靖(奈良国立文化財研究所建造 物研究室長)、青山賢信(大阪工業大学教授)

(次長)

寄贈民俗資料分類目録

(昭和59年3月から) (昭和60年2月まで)

昭和59年3月より昭和60年2月に至る間、45名の方々から635点に及ぶ民俗資料を、県民の方々のご協力によりご寄贈いただきました。ご芳名を記して、厚くお礼申し上げます。 (敬称略)

				(句)	又 个小 声合)
分類番号	調査番号	民俗資料名	数量	採集地	寄贈者氏名
	The second secon	民份其料石	秦 义 <u>国</u> 县	1术 渠 地	可贈有氏石
■ 衣・食					
(A) 服 ê	前				
A - A	2652	長 着(給)	1	奈良市北椿尾	福井 鯱子
	2653	* (単)	1	"	"
	2660	ハンチャ (単)	î	川上村西河	伊藤 正照
	2 6 6 1	カクオビ	1	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	"
	2 7 5 8	ハンチャ	1	大和郡山市城町	稲岡 禎二
	2 7 5 9	*	1	"	"
	2654	コシマキ	1	奈良市北椿尾	福井 鯱子
	2656	キャハンバッチ	1	川上村西河	伊藤 正照
				// 1.11 kare	
	2657	バッチ (単)	1		"
	2658	バッチ (単)	1	"	"
	2659	(給)	1	*	"
	2903	バンガサ	2	大和郡山市小林町	竹原 春市
A - B	2 7 8 2	鏡台と手鏡	2	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
A D			1		安田 喜久
	2 8 3 3	手 鏡		大和郡山市今井町	
	2834	耳だらい	1	*	"
A - C	2 7 8 4	炭火アイロン	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2919	張 板	1	奈良市学園大和町	広末 実
	2920	シンシバリ	1	"	"
(D) A> 3		2 2 2			
	Js			to the left top me	4.11
B - B	2 7 3 6	水 桶	2	奈良市秋篠町	森村 文治
	2 9 0 5	ヤカン	1	大和郡山市小林町	竹原 春市
	2792	竹カゴ	1	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
B - C	2778	カンス	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
В		鉄 釜 (大)	î	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2 7 8 8				
	2 7 8 9	(小)	1	,	"
	2844	釜 No. 1	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2845	" No. 2	1	*	"
	2846	" No. 3	1	"	"
			1	,,	*
	2 8 4 7	% No. 4			
	2 9 1 4	釜	1	高取町田井庄	藤井 俊一
	2 7 8 3	スキヤキ鍋	2	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2767	ヤカン	1	4	"
	2848	セイロ	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2 9 2 1	流し台	1	大和郡山市矢田町	前川 空識
B-D	2826	型	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2840	餅切	1	*	"
	2851	餅こね板	1	"	"
B - F	2790	コウジブタ	2	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2704	9 メ No. 1	1	榛原町萩原	辻村 佐平
			177	7	X211 (12.1
	2 7 0 5	" No. 2	1		
	2706	No. 3	1	"	"
	2707	オケ	1	"	"
	2708	クミ出シ	1	*	"
	2709	酒 樽	î	*	"
	2 7 1 0	ダキ	2	*	"
B - F	2711	オケ	1	"	"
	2712	米 箱	1	"	"
	2713	オケ	1	"	"
					*
	2 7 1 4	"	1	*	
	2715	ブンジ	2	*	"
	2716	ヒシャコ	1	*	4
	2717	"	1	"	"
	2718	カ イ No. 1	i	*	,
	2719	" No. 2	1	*	"
	2720	" No. 3	1	*	"

	2721	カ イ No. 4	1	榛原町萩原	辻村 佐平
	2722	ザル	1	"	"
B - F	2723	オケ	1	"	"
	2724	*	1	*	"
	2725	酒 袋	*5	*	"
	2726	酒 樽	1	"	"
	2727	ムシダメ	1	*	*
B - G	2 7 4 5	茶 壺	1	奈良市秋篠町	森村 文治
	2766	*	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2 7 7 1	चेंद्र -	1	*	"
	2 7 9 3	茶 简	1	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2739	酒カン	1	奈良市秋篠町	森村 文治
	2 7 4 0	盃	1	"	"
	2741	トックリ No. 1	1	"	"
B - G	2742	" No. 2	1	*	"
	2 7 4 3	" No. 3	1	*	*
	2744	" No. 4	1	*	*
	2 9 1 1	タバコ盆	1	高取町田井庄	藤井 俊一
B-I	2 7 7 0	茶碗と茶碗箱	82	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2772	手塩(テショ)	30	*	"
	2779	針 No. 1	2	*	"
	2780	" No. 2	1	"	"
	2 7 8 1	No. 3	1	*	"
	2 7 9 4	椀	3	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2822	*	7	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2823	菓子椀	1	"	"
	2825	IIIL	2	"	"
	2839	菓子皿	1	4. 4n atr. 11- 4- mar	カロンを向
	2 7 6 4	箱膳	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2 7 7 4	膳(小)	1	"	"
	2775	月善	3		
	2827	膳(赤)	10 8	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2828	膳 (黒) 膳 No. 1	1	,	,
	2837	勝 No. 1 ✓ No. 2	1	*	,
	2838	% No. 3	1	*	"
	2917	IEE ING. S	1	高取町田井庄	藤井 俊一
(C) 住 厄		nii	1	1117/APT 1117/1 21.	10K /1 1X
C-B	2892	便利炭	19	大和郡山市洞泉寺町	中川 圀昭
C	2908	火消壺 No. 1	1.7	高取町田井庄	藤井 俊一
	2909	/ No. 2	1	/	4
C - C	2842	毒	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
C - D	2746	コタツ No. 1	1	奈良市秋篠町	森村 文治
	2747	% No. 2	1	*	"
	2748	% No. 3	1	*	"
	2749	" No. 4	1	*	"
	2750	" No. 5	1	*	
	2751	% No. 6	1	*	*
	2765	火 鉢	1	大和郡山市矢田町	中尾 次朗
	2776	箱火鉢	1	"	"
	2777	足アプリ	1	"	*
	2 7 8 6	六角火鉢	1	大和郡山市北郡山町	野口 ハル
	2787	長火鉢	1	*	"
	2796	コタツ No. 1	1	**	4
	2797	" No. 2	1	"	*
	2 7 9 8	% No. 3	1	9	*
	2799	% No. 4	1	*	*
	2800	% No. 5	1	4	
	2 8 0 1	⋄ No. 6	1	"	"
	2 8 4 3	火 鉢	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2 8 9 6	コタツ	1	京都府相楽郡木津町西町	相馬すみ子
	2 8 1 2	ガス燈の球	3	大和郡山市柳町	片岡 久子
C-D	2 8 4 1	弓張提灯	2	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2 9 2 2	電球の笠 No.1	1	大和郡山市矢田町	前川 空識

(12)

		0 - 0			N-C			1	文易			■ ◇	L-B	(口) 器 職	K-B 2	H H		В	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日			A	(工) 淡 武		F-C	F						$\mathbf{D} - \mathbf{D}$	D-C				D-C		Α	日 祖 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	÷	C-E										
9 9	9 2	2926	1	2906	7 7	1 7	9 4	-			2 6 5	. K	2649		2910	7 8		7 3	0 4	2643	8 9	9		7 0	2735	1	2 8 1 0	000	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0 00	01	8 1		9 0	0 0	9 3	0	00	7 3	***	2 7 6	7 9	9 1	-	00 01	oo -	7 -	7 7	7 2	9	12	9 2
% No. 3 % No. 4		IWIHのカコ ハンテン No.1		棒ハカリ	トカキ権	古類人	チョウダンス	益		H	オチガイ	ナヨンノ	777	1	シンコの型	*	ハヤグリ	カセ車	V-107019		1, 8	カゴサンダ			7 4 7		ホウダイ	海 -	キンマタ	. 4	ブンボ	3	法 総	· in	なって、		唐箕	VI	チョナワ		机多	箱枕	41			K		No. 2	Ц	×		電球の笠 No. 2
	μ,			ъ,		- 1-		1	9	. 4	1	_	. 4		30	1	1	1	-	۰, ۲	2	25			۰ ۲	.	1	13	- F			12	2				1	1	1		57	-		1	_	- →	- +			1	1	-
* *	A STANDARD OF THE STANDARD OF	大和郡山市村木町		大和郡山市小林町	• •	大和郡山市矢田町	大和郡山市杉町	高取町田井庄		大和郡山市今井町	川上村好河	*	平群町餐原		京取町田井庄	大和郡山市矢田町	*	奈良市秋篠町	*	大淀町増口	4	奈良市法華寺北町	Variable in dealers.	人和每日日天田町 十 <u>旬間日本中町</u> 山町	会良市校篠町 土和野山土台田町	de la latte de ma	*	**	AS JO IT PRINTING	後 开 市 八 即	明日香村桧前	山添村毛原	田原本町新木	丁 44四 144 71	正是四个四百	天理市上仁興	河合町川合	大和郡山市城町	奈良市秋篠町		大和郡山市矢田町	大和郡山市北郡山町	高取町田井庄	*	*	大和郡山市今井町	* 1	, ,,	奈良市秋篠町	*	*	大和郡山市矢田町
* *	11	和水 古保	7.18.11.4-26.4-	竹原 春市	* *	中尾 次則					伊藤 正照	***	小東庄五郎		藤井 俊一	中尾 次朗	1	森村 文治	4	桐井ハナ子	*	川崎 泰信			発性 文治		*	*	12.4 4 大		米田 浅一	12	松井 忠夫	山上田 8条4年				西本 俊夫			中尾 次則			٠	1	文語 英久		, ,	森村 文治	**	1	前川 李謙

	2 9 3 0	頭 巾 No. 1	1	大和郡山市材木町	福本 吉保
	2930	9R 113 No. 1	1	// // // // // // // // // // // // //	加平 口体
	2 9 3 2	消防用マント	1	,	*
	2 9 3 3	腹掛	1	,,	"
	2 9 3 4	脚絆	1	"	"
	2 9 3 5	ズボン	1	,,	"
O - C	2 9 3 6	手 甲	1	,	"
0 0	2 9 3 7	テオイ	1	,	"
	2 9 3 8	ツル	1	,,	*
O - D	2 9 0 4	十 手	1	大和郡山市小林町	竹原 春市
O - F	2824	重 箱	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
0 1	2829	フクサ	3	*	, ,
■ 信 仰	2023		U		
P – A	2728	お仮屋	1	奈良市秋篠町	森村 文治
P-C	2849	三宝荒神ローソク台	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
P-D	2665	祈祷札 No. 1	1	斑鳩町法隆寺	芳村 清一
1 - 15	2666	% No. 2		4 A	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	2667	% No. 3	1 3	"	*
	2668	" No. 4	1	"	*
	2669	% No. 5	1	"	"
	2670	% No. 6	1	4	*
	2671	% No. 7	1	*	*
	2672	" No. 8	1	*	*
	2673	" No. 9	1	,,	,,
	2674	% No.10	1	,	,,
	2675	% No.11	1	*	"
	2676	% No.12	1	*	,
	2677	% No.13	1	,,	. "
	2678	% No.14	1	,	,
	2679	% No.15	1	*	,
	2680	% No.16	1	"	*
	2681	% No.17	1	"	*
	2682	% No.18	1	*	"
	2683	% No.19	1	*	,
	2684	% No.20	1	*	,,
	2685	% No.21	1	,	,,
	2686	% No.22	1	"	*
	2687	% No.23	1	*	"
	2688	% No.24	1	*	"
	2689	% No.25	1	,	"
	2690	% No.26	1	,	,,
	2691	% No.27	1	,,	*
	2692	" No.28	1	*	"
	2 6 9 3	% No.29	1	,,	"
	2694	% No.30	1	*	"
	2695	% No.31	1	*	"
	2696	% No.32	1	*	"
	2697	% No.33	1	,	,,
	2698	% No.34	î	,	,
	2699	% No.35	1	,	,,
	2 7 0 1	% No.36	1	*	"
	2702	% No.37	1	,	"
	2 9 1 8	ハツギトウの札	1	山添村毛原	福山 正昭
	2700	米寿のシャモジ	1	斑鳩町法隆寺	芳村 清一
P - E	2 6 6 2	蛇	1	田原本町今里	今里自治会
1 13	2663	絵馬	1	山水平門子土	7 土日旧云
	2664	模擬農具	14	,	"
	2803	絵馬 No.1	1	奈良市三条町	富田音次郎
	2804	/ No. 2	1	水及山二米門	番田自次型
	2805	蛇	1	三宅町石見	植田 康史
	2811	農具模型	5	桜井市横柿	杉本 重春
P - G	2894	提灯台	1	三郷町勢野	薬隆寺八幡神社
► 民俗知識	2034	1/E / J 1.1	1	wee 1 32 31	AS I'M ALL ALL AND ALL
Q — A	2802	事務机	1	大和郡山市北郡山町	野口ーハル
NC 41	2002	-P-10/1/4	18	s constitution (bulletinical)	The state of

	2 9 1 3	ノート	21	高取町田井庄	### AL 140
					藤井 俊一
	2 9 1 2	教科書	30	"	"
Q - E	2893	柱時計	1	橿原市今井町	堺 シカノ
Q - F	2835	マス	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
■ 民俗芸能	・娯楽・遊戯				
R - A	2819	ヤカタ	1	曾爾村伊賀見	伊賀見奉舞会
R - B	2814	シナイ	1	曾爾村長野	長野奉舞会
К-Б				自M(1)1X(1)	区到 华 师 云
	2 8 1 5	*	1		"
	2816	ヒョットコ	1	"	"
	2 8 1 7	オカメ	1	*	*
	2818	天 狗	1	曾爾村伊賀見	伊賀見奉舞会
	2820	獅子頭	1	"	"
R - E	2850	人形	2	大和郡山市今井町	安田 喜久
R - G			1		
	2 8 2 1	スゴロクバン	-	//	*
R-I	2857	16ミリフィルム No.1	1	大和郡山市東岡町	小松 正雄
	2858	% No. 2	1	"	"
	2859	" No. 3	1	*	*
	2860	% No. 4	1	"	"
	2 8 6 1	" No. 5	1	,,	"
	2862	" No. 6	1	"	"
	2863	% No. 7	1	"	*
	2 8 6 4	" No. 8	1	"	"
	2865	% No. 9	1	"	"
	2866	* No.10	1	"	"
	2867	% No.11	1	"	"
	2868	% No.12	1	"	"
	2869	% No.13	1	"	*
	2870	% No.14	1	"	"
	2871	" No.15	1	"	*
	2872	% No.16	1	"	"
	2873	" No.17	1	,,	"
	2874	% No.18	1	"	"
	2875	" No.19	1	"	"
	2876	" No.20	1	"	*
	2877	% No.21	1	"	"
	2878	" No.22	1	*	"
	2879	% No.23	1	,,	4
			- 8		
	2880	% No.24	1	"	"
	2881	" No.25	1	"	*
	2882	" No.26	1	"	"
	2883	" No.27	1	*	"
	2886	% No.28	1	"	"
	2884	雑フィルム No.1	1	"	*
	2885	" No. 2	1	"	"
	2887	フィルムカン No. 1	1	"	*
	2888	" No. 2	1	"	*
	2889	" No. 3	1	4	"
	2890	" No. 4	1	"	"
	2891	% No. 5	1	"	*
■ 人の一生		110. 3	1	(80)	*
S-D	2 7 3 4	子守箱	1	奈良市秋篠町	森村 文治
S - F	2830	人形	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
	2 8 3 1	人 形	1	*	"
■ 年中行事					
T - A	2 7 5 3	三宝荒神のシメナワNo.1	3	平群町越木塚	光慶寺壇家一同
				1 针图 20 不承	九度守近家一回
	2 7 5 4	シメナワ No. 2	1		
	2 7 5 5	% No. 3	1	"	"
	2 7 5 6	% No. 4	1	*	*
	2 7 5 7	% No. 5	1	*	"
T - D	2853	掛軸	1	大和郡山市今井町	安田 喜久
T - E	2 7 6 0	ノボリ	1	桜井市高田	奥田 源次
T - F			1		
	2852	掛軸		大和郡山市今井町	安田 喜久
T - H	2 9 0 0	盆燈籠	2	大和郡山市矢田町	池上美代子
					(浦西記)

図書寄贈者目録

昭和59年1月から昭和60年1月までに、館だより、年報、報告書、紀要、図録、単行本等を御寄贈いただいた寄贈者(機関)291名の御芳名(機関名)を記し、感謝の意を表します(敬称略、アイウエオ順)。

1. 博物館·研究機関

相川郷土博物館、会津民俗館、アイヌ無形 文化伝承保存会、青森県立郷土館、秋田県立 博物館、飛鳥民俗調査会、熱田神宮宝物館、 跡見学園女子大学民俗文化研究調查会、飯塚 市歷史資料館、池田市立歷史民俗資料館、石 川県立郷土資料館、石川県立白山ろく民俗資 料館、伊勢文化会、伊勢民俗学会、一宮市立 豊島図書館、市立市川考古博物館、市立市川 歴史博物館、五日市民話民俗の会、茨城県歴 史館、岩手県立農業博物館、岩手県立博物館 上田民俗研究会、浮世絵太田記念美術館、海 の博物館、浦和市立郷土博物館、江戸川区郷 土資料室、近江地方史研究会、大分県立字佐 風土記の丘歴史民俗資料館、大阪経大学会、 大阪城天守閣、大阪市立自然史博物館、大阪 市立博物館、大阪人権歷史資料館、大阪文化 財センター、大阪郵政考古学会、大谷女子大 学資料館、大手前女子大学史学研究所、岡山 県立博物館、岡山民俗学会、沖縄県立博物館 沖縄民俗研究会、小浜城跡発掘調查団、尾鷲 市立中央公民館郷土室、科学技術館、家具の 博物館、鹿児島県歴史資料センター黎明館、 鹿児島市立美術館、鹿児島民俗学会、神奈川 県立博物館、加能民俗の会、河内長野市立滝 畑民俗資料館、元興寺文化財研究所、関西大 学工業技術研究所、北上市立博物館、北九州 市立歷史博物館、岐阜県陶磁器陳列館、岐阜 県博物館、君津市立久留里城址資料館、九州 産業大学学術学会、京都国立近代美術館、京 都国立博物館、京都市美術館、京都精華大学 針畑生活資料研究会、京都服飾文化研究財団 京都府立総合資料館、京都府立丹後郷土資料 館、京都府立山城郷土資料館、近畿民具学会 近畿民俗学会、釧路市立郷土博物館、群馬県 立歷史博物館、群馬歷史民俗研究会、憲政記 念館、皇学館大学史料編纂所、工芸学会、行

動と文化研究会、神戸市立博物館、国学院大 学民俗学研究会、国際交流基金、国立史料館 国立民族学博物館、国立歷史民俗博物館、古 典と民俗学の会、小松市立博物館、小山市立 博物館、埼玉県立さきたま資料館、埼玉県立 博物館、埼玉県立民俗文化センター、埼玉県 立歴史資料館、埼玉民俗の会、堺市立博物館、 堺民俗会、佐賀県立九州陶磁文化館、佐賀県 立博物館、相模民俗学会、桜井史談会、山陰 民俗学会、滋賀県立琵琶湖文化館、滋賀民俗 学会、静岡市立登呂博物館、自転車文化セン ター、志摩民俗資料館、斜里町立知床博物館 白老民族文化伝承保存財団、須恵町立歴史民 俗資料館、須賀川市立博物館、西郊民俗談話 会、成城大学民俗学研究所、世田谷区郷土資 料館、瀬戸内海歷史民俗資料館、仙台市博物 館、仙台市歴史民俗資料館、太鼓資料館準備 室、高島町民具クラブ、高島町歴史民俗資料 館、たばこと塩の博物館、知多市民俗資料館 致道博物館、千葉県立安房博物館、千葉県立 大利根博物館、千葉県立上総博物館、千葉市 立郷土博物館、地名を守る会運営委員会事務 局、調布市郷土博物館、津山科学教育博物館 津山市立津山郷土館、帝塚山短期大学日本文 化史学会、天理参考館、天理大学学術研究会 東京家政大学生活資料館、東京大学史料編纂 所、東京農工大学工学部付属繊維博物館、東 北学院大学東北文化研究所 東北大学日本文化 研究所、東北歷史資料館、徳島県博物館、土 佐民俗学会、栃木県立博物館、鳥取県立博物 館、富山民俗の会、豊田市郷土資料館、内藤 記念くすり博物館、中野文化センター郷土資 料室、長野市立博物館、長浜市立長浜城歴史 博物館、名古屋市博物館、名護博物館準備室 奈良県農業試験場、奈良県立橿原考古学研究 所、奈良県立橿原考古学研究所付属博物館、 奈良県立美術館、奈良国立博物館、奈良国立

文化財研究所飛鳥資料館、奈良国立文化財研 究所埋蔵文化財センター、奈良市史編集室、奈 良大学史学会、成田山霊光館、南都仏教研究 会、新潟県民俗学会、日展、日本絵馬協会、 日本海事史学会、日本工芸館、日本常民文化 研究所、日本地名研究所、日本はきもの博物 館、日本民家集落博物館、日本モンキーセン ター、沼津市立歴史民俗資料館、寧楽美術館 農村文化研究所、八王子市郷土資料館、花園 大学民俗学研究会、浜松市博物館、東大阪市 文化財協会、東大阪市立郷土博物館、美術文 化史研究会、氷見市立博物館、日向民俗学会 兵庫県立近代美術館、兵庫県立歴史博物館、 枚方市文化財研究調查会、平塚市遺跡調查会 平塚市博物館、広島県草戸千軒町遺跡調査研 究所、広島県立歴史民俗資料館、広島民俗学 会、福井県立博物館、福岡市立歴史資料館、 伏偶舎郷土玩具資料館、福島県立博物館、藤 沢市文書館、富士市立博物館、府中市立郷土 館、仏教大学文学部学会、福生市郷土資料室 船の科学館、ブリヂストン美術館、文化庁、 平群史蹟を守る会、別府大学付属博物館、鳳 来寺山自然科学博物館、ポーラ伝統文化振興 財団、穂高町郷土資料館、北海道開拓記念館 町田市立博物館、まつり同好会、御影史学研 究会、三国町郷土資料館、三島市郷土館、水 口町立歴史民俗資料館、港区立港郷土資料館 美濃民俗文化の会、宮崎県総合博物館、宮島 町立宮島歴史民俗資料館、宮本記念財団、民 俗と歴史の会、武蔵野美術大学生活文化研究 会、明治大学商品陳列館、明治村、山形県立 博物館、山形大学付属博物館、大和文華館、 横浜市三殿台考古館、リトルワールド、両津 市郷土博物館、歴史考古学研究会、和歌山県 立紀伊風土記の丘、和歌山県立近代美術館、 和歌山県立博物館、輪島市立民俗資料館

2. 教育委員会

大田区教育委員会、大野城市教育委員会、 春日井市教育委員会、河内長野市教育委員会 京都府教育委員会、神戸市教育委員会、相模 原市教育委員会、吹田市教育委員会、世田谷 区教育委員会、高山市教育委員会、田原本町 教育委員会、都祁村教育委員会、天理市教育 委員会、東郷町教育委員会、奈良市教育委員 会、榛原町教育委員会、羽曳野市教育委員会 三国町教育委員会

3. 大学・図書館

関西大学考古学等資料室、聖母女学院短期 大学生活科学研究室、帝塚山学院大学、帝塚 山大学考古学研究室、天理大学、同志社大学 博物館学芸員課程、奈良教育大学地理学教室 奈良教育大学付属図書館、奈良県図書館協会 奈良工業高等専門学校、奈良女子大学家政学 部被服意匠学講座、奈良大学、奈良大学考古 学研究室、広島女子大学、武蔵大学人文学部 明治大学学芸員養成課程、立教大学 学校・ 社会教育講座

4. 個人

家本伊之助、池田源太、石田貞雄、浦西勉 岸田定雄、河野通明、崔啓遠、鹿谷勲、下野 敏見、宗田一、田村憲美、林宏、平山敏治郎 松崎憲三

5. その他

青葉出版、エッソ石油株式会社広報部、大神神社、春日大社、極楽寺、紫紅社、奈良県商工観光館、法隆寺、名著出版、大和郡山市役所、大和郡山市立少年自然の家、大和高田市

(徳田 記)

奈良県の東北部の丘陵地帯にある奈良市別 所町では、涅槃講が春秋2回行なわれる。こ の涅槃講は、その年生まれた男の子が子供の 仲間入りをする行事である。2回のうち、秋 の涅槃のことを亥の子まつりということがあ る。今回は、この亥の子まつりの紹介をした いと思う。

別所町の秋の涅槃は、昔は、11月15日にした。同町の南の小山の上に、山の神とも亥の神とも呼んでいる祠(ヤカタといっている)がある。秋の涅槃のときに、この亥の神も祀るのである。

涅槃講の宿は、春から秋までの間に男の子 の生まれた家が当たる。男の子が生まれなか った年は、村の入口から上手へ順に回る。

数え年17歳までの男の子が参加する。この うち年長者をオヤという。オヤは、かっては、 絣の着物、羽織を着て昼前に宿に来たという。

オヤ以外の小中学生の男の子は、朝7時に

ネハンコー ノ コメ オクレンケーと言いながら、村中の家(25戸)を回り、米を2合ずつもらう。集めた米は宿の人に渡し、ドロイモ、チクワ、大根、コンニャク等の煮物、菜のおひたし、みそ汁等の料理を作ってもらう。その間、男の子達は、宮さん(金刀比羅神社)で遊ぶ。

10時頃から、中学生は宿に集まり、麻酔でカマ・スキ・クワ・クマデ・カラスキ・マンガカキ・イネコギの農具模型を作る。昼前に



▲亥の神のヤカタ (奈良市別所町)

オヤの次の者が、藁製の3本脚の台にサン俵を置いた上に農具模型を並べた物と、茶碗に御飯を山盛りにしてカヤの穂を1本さした物とを、亥の神のヤカタに供える。このとき、町内にある極楽寺にもカヤの穂をさした御飯を供える。

昼は宿で食事をする。座敷の正面にオヤが すわり、その両側に他の者が年の順にすわる。

一番下座のオヤと向かい合う席に、その年生まれた宿の男の子(入供という)の膳を置く。オヤの次の者が、座敷の中央にすわって御飯をよそう。そして一斉に、ワイワイワイと言ってから食べ始める。

食後、又、宮さんで遊ぶ。おやつのとき、オヤが宿で作ったスリヤキを食べる。スリヤキは、粳米を石臼でひいた米の粉と砂糖を混ぜ、水を入れてこねて、ホウラクでお好み焼き状に焼いた物である。宿の人は、昼・夕食の支度をするほかは、「お家、貸す」といって男の子達の自由にまかせている。おやつは、宿に来ない年少の男の子の家にも、ホウダイ(藁ヅト)に入れて持って行く。

夕方、5時頃、昼と同様の食事を宿でして、メンメンコウに持ってきた盆に、アゲ・イタ (カマボコ)・ゴボウ・コウヤ(豆腐)・ニシン・コンニャク・パンを半個ないし1個(枚)、そのままもらって男の子達は家に帰り、それだけを味付けして、家族で食べる。

この日、極楽寺(無住寺)で十夜講も行な われる。各家から1人ずつ、米1升、御飯、 オカズを持って、昼、寺に集まる。米は、ス リヤキ用に涅槃講に1升、そのほかは、その 年亡くなった人のある家に分配する。

現在の秋の涅槃講は、参加する男の子や宿の都合により月日が変わるので(今年は11月 23日)十夜講と同じ日に行なうとは限らないが、昼の御飯は、月日が変わってもその日に極楽寺にも供えている。

秋の涅槃講で農具模型を供えるヤカタを、 亥の神とも山の神とも呼んでいることが興味 深い。

産 育 習 俗

一お宮参りから初誕生日の祝いまで一

奥野義雄

産育習俗の内、県内にのこる育児にかかわる儀礼の調査結果を紹介する。

まず、子供が産まれて後、宮参りの儀礼が行なわれる。この宮参りは、男児の場合には30日目に、女児の場合には31日目に行なわれる。この宮参りには、地域によっては、「紐祝い」といって、親や親類縁者から〝子供の小遣い、ということで、オブキの紐や、白い緒にくくりつけてもらう風習がある。今回の調査で、奈良市大柳生、御所市東佐味の村々で、今日も行なわれていることがわかったが、この地域以外でも、旧奈良市内、御所市域の各村落でも、この「紐祝い」の風習がのこっているということである。



▲初誕生日の祝い〔一升餅を背負って箕の中で 手前の物を選ばせる〕(奈良市大柳生)

この宮参りがすむと、生後百日目には〝百日の一粒喰い〟ともいわれている「百日目の喰い初めの祝い」が行なわれる。

さらに、この祝いごとの後には、初誕生日の祝いがあり、この祝いには、一升餅、を子供に背負わせて、箕の中に入れて、箕の前にあるソロバン、筆、はさみなどを選ばせる。子供が選んだものによって、その子供の上達を祝うという。この箕の中に子供を入れて祝う風習は、さきの奈良市大柳生、御所市東佐味の地域以外でもみられる(奈良市柳生、同市水間、山添村室津、御所市名柄、同市鴨神、そして南山城〔京都府南部〕などにもあったあるいはあることが窺えた)。

このように子供が産まれて以後、その成長の折々に、子供のために祝いごとを行なってきたことがわかるが、この三つの祝いについて触れたが、このほかに〝三つ祝い〟(帯祝い、紐祝い)や、〝七つ祝い〟(帯祝い)などの祝いごとがある。さらに、初節句や七五三などもあるが、ここでは割愛するが、子供の成長に伴なった祝いごとが、どうしてこのように沢山行なわれてきたのかということも含めて後日の機会に譲りたい。

***** お し ら せ *****

民俗博物館の行事予定

☆60年4月10日~9月16日 テーマ展「女性とくらし」 ☆60年4月10日~9月7日 民俗文化財速報展〈仕事着〉 ☆60年6月22日~8月25日 AM10~PM 4 体験学習講座〈はたおり教室〉

> ※講師指導日:%~%、%~%、%、% ※体験学習講座ご参加ご希望の方は、講座内容、 受付日等々の詳細については当館へお問い合 わせ下さい。

★予告

●60年8月下旬(または9月上旬)よりテーマ展関連講演の民俗カルチャー講座・民俗コースを3回連続で催します。

《表紙解説》 毎年2月4日に行なわれる手向山 八幡宮の御田植祭は、県内の御田植祭の中でも特 色をもつことでよく知られている。あらためて説 明するまでもなく、県内のこの行事は一般に大和 のオンダと呼ばれ、1月から5月にかけて行なわ れる行事で、農耕の所作を行ない、農耕の作業を 模放した神事であり、その年の豊作の祈願を意図 した予祝儀礼である。

■編集後記■

3月に入ると雨の多い日が続く。ひと雨ごとに 暖かくなってくる感じがする日々。いよいよ春へ のスタートが始まり、次第に暖かくなることを、 公園の樹々の色あいから感じられる。

また、館内では、年度末のあわただしい日々が 続く。4月に入ると新しい展示に衣替えが始まり、 *女性、を主題にした展示になる。

今年は「国際婦人年……」にあたるとか。女性 のシュツエーションをかためていく年になるかも しれない……。 (*4)